

利用できるサービス

要介護1～5の方

介護サービス(在宅サービス)

在宅サービスには、自宅に来てもらって支援を受ける訪問介護サービスや、自宅から通って介護を受ける通所介護サービスなどがあります。

◆在宅で受けるサービス

訪問介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事、入浴、排泄等の身体介護や調理、掃除などの生活援助を行います。通院などを目的とした乗降介助(介護タクシー)も利用できます。

受けられるサービスの内容

- 食事・排泄の介助
- 洗顔や歯みがき、入浴の介助
- 体位の変換、就寝や起床の介助
- 移動の介助、通院や外出の付き添い
- 掃除・洗濯・衣類の整理
- 食事の用意や片付け
- 薬の受け取り
- 日用品の買物、ゴミ出し



●サービス費用のめやす

■身体介護(20分以上30分未満)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1～5	2,440円	244円

■生活援助(20分以上45分未満)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1～5	1,790円	179円

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算となります。

■乗車・降車等介助(1回)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1～5	970円	97円

※移送にかかる費用は別途負担となります。

🚫以下のサービスは介護保険の対象とはなりません!

- ✕ 本人以外の家族のための家事
- ✕ 草むしりや花木の手入れ
- ✕ ペットの世話
- ✕ 洗車
- ✕ 大掃除や家屋の修理など日常的な家事の範囲を超えるもの など

訪問入浴介護

看護師、介護士が訪問し、入浴設備や簡易浴槽を備えた移動入浴車による入浴介助を行います。



●サービス費用のめやす

■全身入浴

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1～5	12,660円	1,266円

訪問リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などが、訪問によるリハビリテーションを行います。



●サービス費用のめやす

■1回につき

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1～5	3,080円	308円

※サービス費用のめやすは自己負担1割で計算しています。

訪問看護

疾患等を抱えている方について、訪問看護ステーションや医療機関の看護師などが居宅を訪問し、主治医と連絡をとりながら療養上の世話や診療の補助を行います。

●サービス費用のめやす

■訪問看護ステーションから(20分未満)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1～5	3,140円	314円

■病院または診療所から(20分未満)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1～5	2,660円	266円



●サービス費用のめやす

単一建物居住者1人に対して行う場合

■医師による指導(1か月に2回まで)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1～5	5,150円	515円

◆施設に通って受けるサービス

通所介護(デイサービス)

デイサービスセンターや特別養護老人ホームなど通所介護施設に通い、他の利用者と一緒に食事、入浴などの日常生活上の支援やレクリエーションなどが受けられます。

受けられるサービスの内容

- 施設への送迎
- 日常生活動作の訓練
- レクリエーションなどの交流活動
- 健康状態の確認



●サービス費用のめやす

通常規模の事業所の場合(7時間以上8時間未満)

※送迎を含む

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1	6,580円	658円
要介護2	7,770円	777円
要介護3	9,000円	900円
要介護4	10,230円	1,023円
要介護5	11,480円	1,148円

※サービス費用のめやすは自己負担1割で計算しています。

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問して、療養上の管理や指導を行います。



●サービス費用のめやす

通常規模の事業所の場合(所要時間7時間以上8時間未満)

※送迎を含む

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1	7,620円	762円
要介護2	9,030円	903円
要介護3	10,460円	1,046円
要介護4	12,150円	1,215円
要介護5	13,790円	1,379円

短期入所生活介護 (ショートステイ)

介護老人福祉施設や医療機関等に、短期間入所して食事・入浴などの日常生活上の支援や、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションを受けられます。

●サービス費用のめやす

介護老人福祉施設(併設型・従来型個室)の場合
(1日につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1	6,030円	603円
要介護2	6,720円	672円
要介護3	7,450円	745円
要介護4	8,150円	815円
要介護5	8,840円	884円

短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)

介護老人保健施設や介護医療院などに短期間入所して、医学的管理の下に日常生活上の介護・支援や機能訓練を受けられます。

●サービス費用のめやす

介護老人保健施設(従来型個室)の場合
(1日につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1	7,530円	753円
要介護2	8,010円	801円
要介護3	8,640円	864円
要介護4	9,180円	918円
要介護5	9,710円	971円

◆施設入居者が受けるサービス

特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居中の高齢者が、要介護状態になったときは、日常生活上で必要な介護や機能訓練などを受けられます。



●サービス費用のめやす (1日につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1	5,420円	542円
要介護2	6,090円	609円
要介護3	6,790円	679円
要介護4	7,440円	744円
要介護5	8,130円	813円

※サービス費用のめやすは自己負担1割で計算しています。



要介護1～5の方

介護サービス(施設サービス)

施設サービスは在宅介護が難しい場合に、施設に入所して受けるサービスです。

《生活全般での介護が必要な方》 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

常時介護が必要で、在宅での介護が困難な方のための施設です。食事、入浴、排泄などの日常生活介護や療養上の世話が受けられます。

※新規入所は、原則要介護3以上の方となります。



●サービス費用のめやす

多床室の場合
(1日につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護3	7,320円	732円
要介護4	8,020円	802円
要介護5	8,710円	871円

《在宅復帰をめざしてリハビリを受けたい方》 介護老人保健施設(老人保健施設)

病状の安定している方に、医療上のケアやリハビリテーション、日常的介護を提供し、家庭への復帰を支援するための施設です。



●サービス費用のめやす

多床室の場合
(1日につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1	7,930円	793円
要介護2	8,430円	843円
要介護3	9,080円	908円
要介護4	9,610円	961円
要介護5	10,120円	1,012円

《長期的な療養と介護を一緒に受けたい方》 介護医療院

慢性期の医療と介護の両方のニーズに対応するための施設です。看取り介護やターミナルケアなどにも対応します。



●サービス費用のめやす

多床室の場合
(1日につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1	8,330円	833円
要介護2	9,430円	943円
要介護3	11,820円	1,182円
要介護4	12,830円	1,283円
要介護5	13,750円	1,375円

※サービス費用のめやすは自己負担1割で計算しています。

要介護状態にならないようにするためのサービスで、利用者が自立した生活ができるように支援します。

◆在宅で受けるサービス

介護予防訪問入浴介護

居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由からその他の施設における浴室の利用が困難な場合などに限定して、訪問による入浴介護を受けられます。



●サービス費用のめやす

■全身入浴

	サービス費用	自己負担(1割)
要支援1・2	8,560円	856円

介護予防訪問リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などが訪問し、短期集中的なリハビリテーションを行います。



●サービス費用のめやす

■1回につき

	サービス費用	自己負担(1割)
要支援1・2	2,980円	298円

介護予防訪問看護

看護師が居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。



●サービス費用のめやす

■訪問看護ステーションから(20分未満)

	サービス費用	自己負担(1割)
要支援1・2	3,030円	303円

■病院または診療所から(20分未満)

	サービス費用	自己負担(1割)
要支援1・2	2,560円	256円

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。



●サービス費用のめやす

■単一建物居住者1人に対して行う場合

■医師による指導(1か月に2回まで)

	サービス費用	自己負担(1割)
要支援1・2	5,150円	515円

◆施設に通って受けるサービス

介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

老人保健施設や医療機関等で、共通的服务として日常生活上の支援やリハビリテーションを行うほか、その方の目標に合わせた選択的なサービス(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上)を受けられます。



●サービス費用のめやす

(1か月につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要支援1	22,680円	2,268円
要支援2	42,280円	4,228円

介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設や医療機関等に、短期間入所して共通的服务として日常生活上の支援やリハビリテーションを行うほか、その方の目標に合わせた選択的なサービス(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上)を受けられます。



●サービス費用のめやす

介護老人福祉施設(併設型・従来型個室)の場合(1日につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要支援1	4,510円	451円
要支援2	5,610円	561円

介護予防短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

介護老人保健施設や介護医療院などに短期間入所して、医学的管理の下に日常生活上の介護・支援や機能訓練を受けられます。



●サービス費用のめやす

介護老人保健施設(従来型個室)の場合(1日につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要支援1	5,790円	579円
要支援2	7,260円	726円

◆施設入居者が受けるサービス

介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居している高齢者が、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を受けられます。



●サービス費用のめやす

(1日につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要支援1	1,830円	183円
要支援2	3,130円	313円

※サービス費用のめやすは自己負担1割で計算しています。

※サービス費用のめやすは自己負担1割で計算しています。

●原則、他市区町村のサービスは利用できません。

高齢者の方が住みなれた場所での生活を続けるために、身近な地域ごとに拠点をつくり、支援していくサービスです。

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の方を対象に、専門的なケアを提供する通所介護です。



●サービス費用のめやす

単独型の場合(7時間以上8時間未満の場合)

	サービス費用	自己負担(1割)
要支援1	8,610円	861円
要支援2	9,610円	961円
要介護1	9,940円	994円
要介護2	11,020円	1,102円
要介護3	12,100円	1,210円
要介護4	13,190円	1,319円
要介護5	14,270円	1,427円

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら共同生活する住宅です。

※要支援1の方は利用できません。



●サービス費用のめやす

(1日につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要支援2	7,610円	761円
要介護1	7,650円	765円
要介護2	8,010円	801円
要介護3	8,240円	824円
要介護4	8,410円	841円
要介護5	8,590円	859円

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系・宿泊系のサービスを組み合わせ、多機能なサービスを提供する小規模な拠点です。



●サービス費用のめやす

同一建物居住者以外に対して行う場合(1か月につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要支援1	34,500円	3,450円
要支援2	69,720円	6,972円
要介護1	104,580円	10,458円
要介護2	153,700円	15,370円
要介護3	223,590円	22,359円
要介護4	246,770円	24,677円
要介護5	272,090円	27,209円

※サービス費用のめやすは自己負担1割で計算しています。

看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)

小規模多機能型居宅介護のサービスに加えて、必要に応じて訪問看護の複数のサービスを受けられます。サービス間の調整が行いやすくなり、柔軟にサービスが利用できるようになります。

※要支援の方は利用できません。

●サービス費用のめやす

同一建物居住者以外に対して行う場合(1か月につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1	124,470円	12,447円
要介護2	174,150円	17,415円
要介護3	244,810円	24,481円
要介護4	277,660円	27,766円
要介護5	314,080円	31,408円

夜間対応型訪問介護

24時間安心して在宅生活を送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を整備します。

※要支援の方は利用できません。

●サービス費用のめやす

オペレーションセンターを設置している場合

■基本夜間対応型訪問介護(1か月につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1～5	9,890円	989円

■定期巡回サービス(1回につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1～5	3,720円	372円

■随時訪問サービス(1回につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1～5	5,670円	567円

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する方のための介護サービスです。

※要支援の方は利用できません。

※新規入所は、原則要介護3以上の方となります。

●サービス費用のめやす

多床室の場合(1日につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1	6,000円	600円
要介護2	6,710円	671円
要介護3	7,450円	745円
要介護4	8,170円	817円
要介護5	8,870円	887円

※サービス費用のめやすは自己負担1割で計算しています。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護(定期巡回・随時対応サービス)

訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と、必要に応じて24時間随時対応を行うサービスです。

※要支援の方は利用できません。

●サービス費用のめやす

訪問介護・訪問看護を利用する場合(1か月につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1	79,460円	7,946円
要介護2	124,130円	12,413円
要介護3	189,480円	18,948円
要介護4	233,580円	23,358円
要介護5	282,980円	28,298円

地域密着型特定施設入居者生活介護

入居定員29人以下の小規模な介護専用型特定施設に入居する方のための介護サービスです。

※要支援の方は利用できません。

●サービス費用のめやす

(1日につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1	5,460円	546円
要介護2	6,140円	614円
要介護3	6,850円	685円
要介護4	7,500円	750円
要介護5	8,200円	820円

地域密着型通所介護

利用定員18人以下の小規模なデイサービスセンター等で、入浴や排泄などの日常生活上の支援や機能訓練が受けられます。

※要支援の方は利用できません。

●サービス費用のめやす

(7時間以上8時間未満)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1	7,530円	753円
要介護2	8,900円	890円
要介護3	10,320円	1,032円
要介護4	11,720円	1,172円
要介護5	13,120円	1,312円

介護に必要な福祉用具のレンタルや購入をしたり、手すりの取り付けなどの住宅改修をするときに、費用の一部が介護保険から支給されます。

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

日常生活の自立を助ける用具や機能訓練に用いるための福祉用具の貸与が受けられます。

※事業者ごとに「福祉用具専門相談員」が配置されていますので、貸与の際は相談しましょう。

●利用者負担について

レンタル費用の1割～3割が利用者負担となります。

対象となる用具

○=利用できる ×=原則として利用できない
△=尿のみを吸引するものはできる

	要支援1・2	要介護2・3	要介護4・5
	要介護1		
・手すり(工事をともなわないもの) ・スロープ(工事をともなわないもの) ・歩行器・歩行補助つえ	○	○	○
・車いす・車いす付属品 ・特殊寝台・特殊寝台付属品・床ずれ防止用具 ・体位変換器・認知症老人徘徊感知機器・移動用リフト(つり具を除く)	×	○	○
・自動排泄処理装置	△	△	○

※一部福祉用具の貸与・販売の選択制の導入について

令和6年4月から、福祉用具の適時・適切な利用、安全を確保する観点から、利用者の意思決定に基づき、下記の福祉用具について、貸与と販売の選択ができます。

〈選択制の対象とする福祉用具の種目・種類〉

- 固定用スロープ ●歩行器(歩行車を除く) ●単点杖(松葉づえを除く) ●多点杖

特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

申請が必要です

入浴や排泄など、貸与になじまない福祉用具の購入費が支給されます。

※「福祉用具販売業者に対する指定制度」が導入されています。(指定業者から購入しないと介護保険の対象になりません)

※事業者ごとに「福祉用具専門相談員」が配置されていますので、購入の際は相談しましょう。

●利用者負担について

購入費の1割～3割が利用者負担となります。ただし、いったん利用者が全額を負担したのち、領収書・パンフレットの写しを添えて浜田地区広域行政組合の窓口で申請することで、同年度で10万円の限度額内で保険給付分(費用の7割～9割)が、あとから支給されます。

対象となる用具

- 腰掛便座 ●自動排泄処理装置の交換可能部品 ●入浴補助用具 ●簡易浴槽 ●移動用リフトのつり具 ●排泄予測支援機器

※一部福祉用具の貸与・販売の選択制の導入について

令和6年4月から、福祉用具の適時・適切な利用、安全を確保する観点から、利用者の意思決定に基づき、下記の福祉用具について、貸与と販売の選択ができます。

〈選択制の対象とする福祉用具の種目・種類〉

- 固定用スロープ ●歩行器(歩行車を除く) ●単点杖(松葉づえを除く) ●多点杖

福祉用具は正しく利用して初めて効果が得られます。効用と弊害をきちんと理解して、効果を十分に得られる使い方を心がけましょう。

住宅改修費支給・介護予防住宅改修費支給

事前申請が必要です

手すりの取り付けや段差解消など生活環境を整えるための住宅改修を行った場合、住宅改修費の費用の一部が支給されます。

対象となる住宅改修の種類

- 手すりの取り付け
- 段差の解消
- 滑りの防止、移動の円滑化のための床または通路面の材料の変更
- 引き戸などへの扉の取り替え
- 洋式便器などへの便器の取り替え
- その他これらの各工事に付帯して必要な工事



●利用者負担について

要介護状態区分にかかわらず、同一住宅で1人につき対象費用20万円を上限として、その1割～3割を利用者が負担します。

※介護保険被保険者証記載の住所地(住民票上の住所地)における住宅改修のみが対象です。

※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。

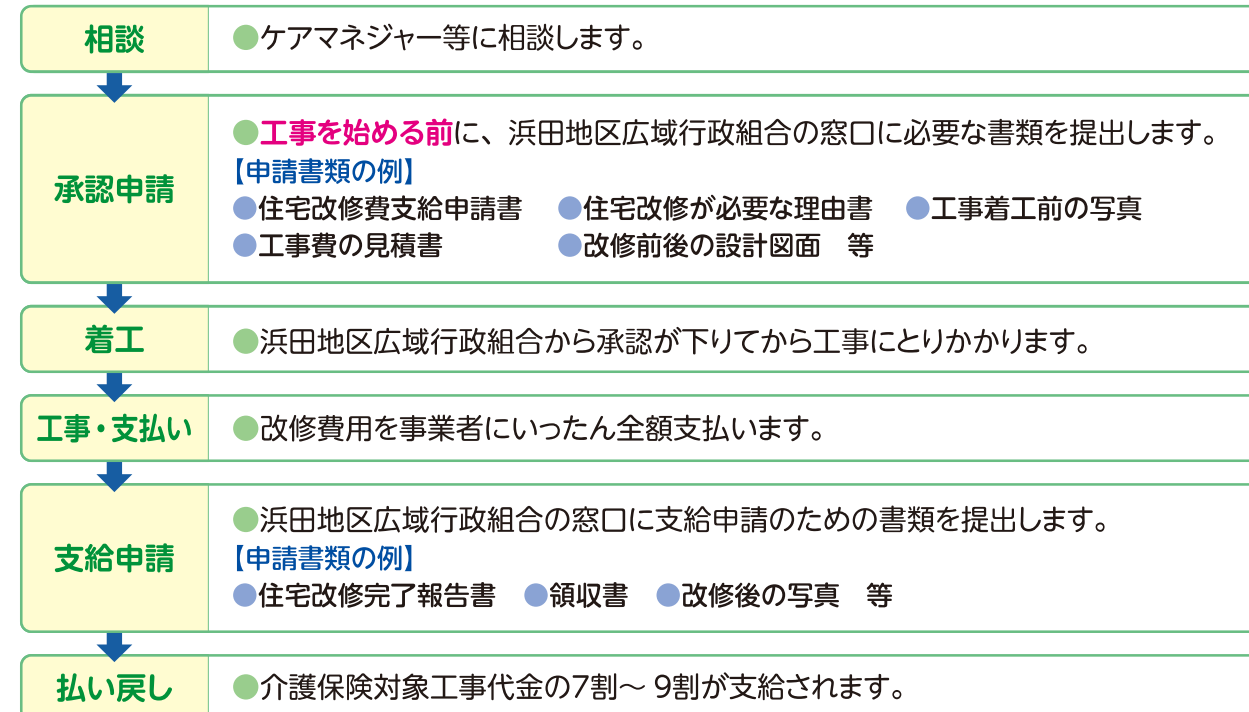
※引っ越しをした場合や要介護度が大きく上がった場合、再度支給を受けることができます。

介護保険で住宅改修するときの注意点

- 本人や介護をする家族がケアマネジャーなどと事前に相談し、専門的所見に基づき改修を必要と判断された、自宅における日常生活上での必要な工事に限られます。

●手続きの流れ(事前と事後の申請が必要です)

【償還払い(後から払い戻される)の場合】



介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）とは、浜田地区広域行政組合が主体となって多様な介護予防と生活支援サービスを提供する事業です。「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」があります。

介護予防・日常生活支援総合事業

● 介護予防・生活支援サービス事業

生活支援サービスなど、利用者のニーズに合わせたさまざまなサービスがあります。NPO法人や一般企業、住民ボランティアなども協力して行われます。

- 対象者** ① **要支援1・2の方**
② 「基本チェックリスト」により該当した方。

利用料 原則として費用の1割～3割を負担します。また、要介護状態の区分により1か月あたりの上限額が決められています。



● 一般介護予防事業

要支援・要介護状態の有無にかかわらず、すべての高齢者を対象に行われるサービスです。高齢者自身も事業の担い手として参加することにより、地域のコミュニティを活性化する役割を期待されています。

- 対象者** 65歳以上(第1号被保険者)のすべての方。
利用料 原則として利用者の負担はありません。



介護保険サービスに疑問や不満を感じたときは

介護保険サービスの内容や対応に疑問や不満があるときは、率直に事業所の担当者に話をしてみましょう。また、ケアマネジャーや地域包括支援センターに相談してみるのもひとつの方法です。それでも解決しない場合には、浜田地区広域行政組合や市役所の介護保険担当窓口にご相談したり、都道府県単位で設置されている国民健康保険団体連合会へ申し立てたりすることもできます。

《事業内容の例》

■ 訪問型サービス

利用者が自力では難しい日常生活の行為について、ホームヘルパーによるサービスが利用できます。調理や掃除等の生活援助、ゴミ出しや買物などの生活支援のほか、保健師等による居宅での相談指導なども行われます。

■ 通所型サービス

日常生活の支援などの基本的サービスのほか、その方の目標に合わせた「選択的なサービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔ケア）」などを行います。また、運動やレクリエーションなども行われます。

■ その他の生活支援サービス

訪問型サービスや通所型サービスと一体的に行われるもので、栄養改善を目的とした配食や安否確認、見守りなどが行われます。

■ 介護予防ケアマネジメント

総合事業によるサービスを、適切に利用できるようにするために、サービスの種類や利用回数などのケアプランを作成してもらいます。



《事業内容の例》

■ 介護予防把握事業

閉じこもり等、何らかの支援を要する方を把握して、介護予防活動へつなげます。

■ 介護予防普及啓発事業

介護予防活動の普及や啓発を行います。

■ 地域介護予防活動支援事業

住民主体の介護予防活動の育成・支援を行います。

■ 地域リハビリテーション活動支援事業

通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場（体操教室など）へのリハビリテーション専門職等による助言等を実施します。

